

決定事実	
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号イ</p> <p>会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）によるものを含む。）又は同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 1 条の 2 第 1 号イ</p> <p>会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資（以下「優先出資」という。）を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（上場会社等が外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）又は会社法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集の払込金額の総額が 1 億円（外国通貨をもって表示される証券の募集の場合には 1 億円に相当する額）未満であると見込まれること。ただし、優先出資をその券面額を発行価額として優先出資法 に規定する優先出資者（ロにおいて「優先出資者」という。）に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合を除く。</p>
	<p>取引規制府令 1 条の 2 第 1 号ロ</p> <p>優先出資をその券面額を発行価額として優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合においては、優先出資者の有する優先出資 1 口に対し発行する優先出資の数の割合が 0.1 未満であること。</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ロ</p> <p>資本金の額の減少</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ハ</p> <p>資本準備金又は利益準備金の額の減少</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ニ</p> <p>会社法第 156 条第 1 項（同法第 163 条及び第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）による自己の株式の取得</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ホ</p> <p>株式無償割当て</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 1 条の 2 第 2 号</p> <p>株式無償割当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が 0.1 未満であること</p>

	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号へ 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割</p>
	<p>軽微基準 取引規制府令 1 条の 2 第 3 号 株式（優先出資を含む。この号において同じ。）の分割により 1 株（優先出資にあつては 1 口。）に対し増加する株式の数の割合が 0.1 未満であること。</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ト 剰余金の配当</p>
	<p>軽微基準 取引規制府令 1 条の 2 第 4 号 1 株又は 1 口当たりの剰余金の配当の額をそれぞれ前事業年度の対応する期間に係る 1 株又は 1 口当たりの剰余金の配当の額で除して得た数値が 0.8 を超え、かつ、1.2 未満であること。</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号チ 株式交換</p>
	<p>軽微基準 取引規制府令 1 条の 2 第 5 号 株式交換完全親会社（会社法第 767 条 に規定する株式交換完全親会社をいう。）となる会社にあつて、次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>
	<p>イ 株式交換完全子会社（会社法第 768 条第 1 項 に規定する株式交換完全子会社をいう。）となる会社（子会社（法第 166 条第 5 項 に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額（総資産の帳簿価額から負債の帳簿価額の合計額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の 100 分の 30 に相当する額未満であり、かつ、当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満である場合において、当該株式交換完全子会社となる会社との間で行う株式交換</p>
	<p>ロ 子会社との間で行う株式交換</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号リ 株式移転</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ヌ 合併</p>

	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 1 条の 2 第 6 号</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>
	<p>イ 合併による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ロ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社との合併（合併により解散する場合を除く。）</p>
金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ル	<p>会社の分割</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 1 条の 2 第 7 号</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>
	<p>イ 当該分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であって、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の 100 分の 30 未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ロ 当該分割により事業の全部又は一部を承継する場合であって、当該分割による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ヲ	<p>事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 1 条の 2 第 8 号</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>
	<p>イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であって、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の 100 分の 30 未満であり、かつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>

	<p>ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であって、当該事業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ハ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社からの事業の全部又は一部の譲受け</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ワ 解散（合併による解散を除く。）</p>
	<p>融商品取引法 166 条 2 項 1 号カ 新製品又は新技術の企業化</p>
	<p>軽微基準 取引規制府令 1 条の 2 第 9 号 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条 1 号 業務上の提携又は業務上の提携の解消</p>
	<p>軽微基準 取引規制府令 1 条の 2 第 10 号 イ 業務上の提携を行う場合 当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める基準に該当すること。</p>
	<p>(1) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合 当該資本提携につき、相手方の会社（優先出資法に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を含む。以下この(1)において同じ。）の株式（優先出資を含む。）又は持分を新たに取得する場合にあつては、新たに取得する株式（優先出資を含む。）又は持分の取得価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式（優先出資を含む。）を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式（優先出資を含む。）の数が会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の 100 分の 5 以下であると見込まれること。</p>

	<p>(2) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）</p> <p>新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得たものがいずれも会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>取引規制府令1条の2第10号</p> <p>ロ 業務上の提携の解消を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める基準に該当すること。</p>
	<p>(1) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合</p> <p>当該資本提携の解消につき、相手方の会社（協同組織金融機関を含む。以下この(1)において同じ。）の株式（優先出資を含む。）又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式（優先出資を含む。）又は持分の帳簿価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式（優先出資を含む。）を取得されている場合にあっては、取得されている株式（優先出資を含む。）の数が会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の100分の5以下であること。</p>
	<p>(2) 他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合</p> <p>新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令28条2号</p> <p>子会社（法第166条第5項に規定する子会社をいう。以下第30条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令1条の2第11号</p> <p>次に掲げる子会社（令第29条第8号に規定する特定の子会社（以下「連動子会社」という。）を除く。）の異動を伴うものであること。</p>

	<p>イ 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であり、かつ、当該子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満である子会社の異動</p>
	<p>ロ 子会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれる子会社の設立</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条 3 号          固定資産（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 22 号に掲げる固定資産をいう。第 29 条第 3 号において同じ。）の譲渡又は取得</p>
	<p>軽微基準          取引規制府令 1 条の 2 第 12 号</p>
	<p>イ 固定資産を譲渡する場合          会社（協同組織金融機関を含む。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における純資産額の 100 分の 30 未満であること。</p>
	<p>ロ 固定資産を取得する場合          当該固定資産の取得価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条 4 号          事業の全部又は一部の休止又は廃止</p>
	<p>軽微基準          取引規制府令 1 条の 2 第 13 号          事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条 5 号          証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第 7 号において同じ。）の上場の廃止に係る申請</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条 6 号          証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条 7 号          証券業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（証券業協会がその規則に</p>

	より有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第 12 号、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 43 条の 3 第 4 項において同じ。) の取消しに係る申請
	金融商品取引法施行令 28 条 8 号 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
	金融商品取引法施行令 28 条 9 号 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第 29 条第 6 号において同じ。）
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 1 条の 2 第 14 号</p> <p>新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	金融商品取引法施行令 28 条 10 号 法第 166 条第 6 項第 4 号又は第 167 条第 5 項第 5 号に規定する要請
	金融商品取引法施行令 28 条 11 号 預金保険法第 7 4 条第 5 項の規定による申出
	金融商品取引法 166 条 2 項 4 号 前 3 号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
	金融商品取引法 167 条 2 項 前項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実とは、公開買付け者等（当該公開買付け者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ。）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は公開買付け者等が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る公開買付け等を行わないことを決定したこと
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 7 条の 3</p> <p>167 条第 3 項 に規定する公開買付け等事実のうち令第 31 条に規定する買集め行為に係るものであって、当該買集め行為により各年において買い集める株券等（同条に規定する株券等をいう。）の数が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権（法第 32 条第 5 項 に規定する議決権をいう。）の 100 分の 2.5 未満であるものに係ることとする。</p>

発生事実	
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 2 号イ</p> <p>災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 2 条 1 号</p> <p>災害又は業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 2 号ロ</p> <p>主要株主の異動</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 2 号ハ</p> <p>特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 2 条 2 号</p> <p>法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる有価証券又は優先株（剰余金の配当に関し優先的内容を有する種類の株式をいう。以下この号において同じ。）に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（優先株以外の株券及び優先出資法 に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）の上場廃止の原因となる事実を除く。）が生じたこと。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 1 号</p> <p>財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 2 条 3 号</p>
	<p>イ 訴えが提起されたこと</p> <p>訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 15 に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下この号において「判決等」という。）</p> <p>イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、判決等により会社（協同組織金融機関を含む。）の給付する財産の額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>

	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 2 号</p> <p>事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 2 条 4 号</p>
	<p>イ 仮処分命令の申立てがなされたこと</p> <p>当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下「裁判等」という。）</p> <p>当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 3 号</p> <p>免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 2 条 5 号</p> <p>法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 4 号</p> <p>親会社（法第 166 条第 5 項 に規定する親会社をいう。第 7 号において同じ。）の異動</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 5 号</p> <p>債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第 7 号及び第 8 号並びに第 29 条の 2 第 4 号、第 6 号及び第 7 号において「破産手続開始の申立て等」という。）</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 6 号</p> <p>手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第 8 号並びに第 29 条の 2 第 5 号及び第 7 号において「不渡り等」という。）</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 7 号</p> <p>親会社に係る破産手続開始の申立て等</p>

	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 8 号</p> <p>債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 2 条 6 号</p> <p>売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 9 号</p> <p>主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。第 29 条の 2 第 8 号において同じ。）との取引の停止</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 2 条 7 号</p> <p>主要取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 10 号</p> <p>債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 2 条 8 号</p> <p>債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 11 号</p> <p>資源の発見</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 2 条 9 号</p> <p>発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 28 条の 2 第 12 号</p> <p>特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 4 号</p> <p>前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資</p>

	者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
--	--------------------

決算情報	
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 3 号</p> <p>当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益（以下この条において「売上高等」という。）若しくは第 1 号トに規定する配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。</p>
	<p>重要基準</p> <p>取引規制府令 3 条 1 項</p>
	<p>一 売上高</p> <p>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が 1.1 以上又は 0.9 以下であること。</p>
	<p>二 経常利益</p> <p>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が〇の場合はすべてこの基準のうち当該上場会社等の売上高等又は配当若しくは分配に係るものについて該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除して得た数値が 100 分の 5 以上であること。</p>
	<p>三 純利益</p> <p>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が〇の場合はすべてこの基準のうち当該上場会社等の売上高等又は配当若しくは分配に係るものについて該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除して得た数値が 100 分の 2.5 以上であること。</p>
	<p>四 剰余金の配当</p> <p>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値（決算によらないで確定した数値を含む。）を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の対応する期間に係る剰余金の配当の実績値）で除して得た数値が 1.2 以上又は 0.8 以下であること。</p>

<p>2 前項（第4号を除く。）の規定は、法第166条第2項第3号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の属する企業集団の売上高等に係るものについて準用する。この場合において前項中「売上高等又は配当」とあるのは「属する企業集団（以下「企業集団」という。）の売上高等」と読み替えるものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【子会社に係る情報】

決定事実	
金融商品取引法 166 条 2 項 5 号イ 株式交換	
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 4 条 1 項 1 号</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>
	<p>イ 株式交換による当該企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ロ 株式交換による当該企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
金融商品取引法 166 条 2 項 5 号ロ 株式移転	
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 4 条 1 項 2 号</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>
	<p>イ 株式移転による当該企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ロ 株式移転による当該企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
金融商品取引法 166 条 2 項 5 号ハ 合併	
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 4 条 1 項 3 号</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>

	<p>イ 合併による当該企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該合併による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ロ 合併による当該企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該合併による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
金融商品取引法 166 条 2 項 5 号ニ 会社の分割	
	<p>軽微基準 取引規制府令 4 条 1 項 4 号 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>
	<p>イ 当該分割により事業の全部又は一部を承継する場合であって、当該分割による当該企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該分割による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ロ 当該分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であって、当該分割による当該企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該分割による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
金融商品取引法 166 条 2 項 5 号ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	
	<p>軽微基準 取引規制府令 4 条 1 項 5 号 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>
	<p>イ 事業の全部又は一部の譲受けによる当該企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲受けの予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該譲受けによる当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>

	<p>ロ 事業の全部又は一部の譲渡による当該企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲渡の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該譲渡による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 5 号へ 解散（合併による解散を除く。）</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 5 号ト 新製品又は新技術の企業化</p>
	<p>軽微基準 取引規制府令 4 条 1 項 6 号 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令 29 条 1 号 業務上の提携又は業務上の提携の解消</p>
	<p>軽微基準 取引規制府令 4 条 1 項 7 号 イ 業務上の提携を行う場合 当該業務上の提携の予定日の属する当該企業集団の事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める基準に該当すること。</p>
	<p>(1) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合 当該資本提携につき、相手方の会社（協同組織金融機関を含む。以下この（1）において同じ。）の株式（優先出資を含む。）又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式（優先出資を含む。）又は持分の取得価額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式（優先出資を含む。）を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式（優先出資を含む。）の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の 100 分の 5 以下であると見込まれること。</p>

	<p>(2) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社（令第29条第2号に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の設立に該当する場合を除く。）</p> <p>新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額（当該企業集団に属する他の会社が当該業務上の提携により所有する株式の数又は持分の価額を含む。）を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得たものがいずれも当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも当該企業集団の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>
	<p>ロ 業務上の提携の解消を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該企業集団の事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める基準に該当すること。</p>
	<p>(1) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合</p> <p>当該資本提携の解消につき、相手方の会社（協同組織金融機関を含む。以下この(1)において同じ。）の株式（優先出資を含む。）又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式（優先出資を含む。）又は持分の帳簿価額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式（優先出資を含む。）を取得されている場合にあっては、取得されている株式（優先出資を含む。）の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の100分の5以下であること。</p>
	<p>(2) 他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合</p> <p>新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該企業集団の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p>
	<p>金融商品取引法施行令29条2号</p> <p>孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令4条1項8号</p> <p>次に掲げる孫会社の異動を伴うものであること。</p>
	<p>イ 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該企業集団の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれる孫会社の異動</p>

	<p>ロ 孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも当該企業集団の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれる孫会社の設立</p>
<p>金融商品取引法施行令 29 条 3 号 固定資産の譲渡又は取得</p>	
	<p>軽微基準 取引規制府令 4 条 1 項 9 号 固定資産の譲渡又は取得による当該企業集団の資産の減少額又は増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>金融商品取引法施行令 29 条 4 号 事業の全部又は一部の休止又は廃止</p>	
	<p>軽微基準 取引規制府令 4 条 1 項 10 号 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>金融商品取引法施行令 29 条 5 号 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p>	
<p>金融商品取引法施行令 29 条 6 号 新たな事業の開始</p>	
	<p>軽微基準 取引規制府令 4 条 1 項 11 号 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下この号において同じ。）の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>金融商品取引法施行令 29 条 7 号 預金保険法第74条第5項の規定による申出</p>	
<p>金融商品取引法 166 条 2 項 8 号 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	

金融商品取引法施行令 29 条 8 号

剰余金の配当（法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

【子会社に係る情報】

発生事実	
金融商品取引法 166 条 2 項 6 号イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	
軽微基準 取引規制府令 4 条の 2 第 1 項	
金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 1 号 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	
軽微基準 取引規制府令 4 条の 2	
金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 2 号 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	
軽微基準 取引規制府令 4 条の 2	
金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 3 号 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分	
軽微基準 取引規制府令 4 条の 2	
金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 4 号 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等	
金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 5 号 不渡り等	
金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 6 号 孫会社に係る破産手続開始の申立て等	
金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 7 号 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。	

	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 4 条の 2</p>
	<p>金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 8 号</p> <p>主要取引先との取引の停止</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 4 条の 2 第 1 項</p>
	<p>金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 9 号</p> <p>債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 4 条の 2 第 1 項</p>
	<p>金融商品取引法施行令 29 条の 2 第 10 号</p> <p>資源の発見</p>
	<p>軽微基準</p> <p>取引規制府令 4 条の 2 第 1 項</p>
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 8 号</p> <p>前 3 号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>

【子会社に係る情報】

決算情報	
	<p>金融商品取引法 166 条 2 項 7 号</p> <p>当該上場会社等の子会社（第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号の 2 又は第 6 号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの発行者その他の内閣府令で定めるものに限る。）の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。</p>
	<p>重要基準</p> <p>取引規制府令 4 条の 4</p>
	<p>1 法第 166 条第 2 項第 7 号 に規定する法第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号の 2 又は第 6 号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの発行者その他の内閣府令で定めるものは、令第 27 条の 2 各号に掲げる有価証券の発行者及び連動子会社（子会社連動株式の売買等をする場合に限る。）とする。</p>
	<p>2 第 3 条第 1 項（第 4 号を除く。）の規定は、法第 166 条第 2 項第 7 号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準について準用する。この場合において第 3 条第 1 項中「第 166 条第 2 項第 3 号」とあるのは「第 166 条第 2 項第 7 号」と、「基準のうち当該上場会社等の売上高等又は配当に係るものについて」とあるのは「基準」と読み替えるものとする。</p>